山口県の橋梁事故

郷原氏が見解

発注者責任の徹底追及を

この橋梁事故では、9月18日に発生し、仮設鉄柱が倒れ橋桁が谷底に落下し、橋桁で作業中の下請けの社員4人が死傷した。

郷原信郎桐蔭横浜大法科大学院教授は2日の会見で、山口県の広域営農団地農道整備事業豊関地区桑ケ市橋りょう整備工事（上部工）の事故に言及し、「背景には不透明な入札制度と実績のない企業の低入札価格にあると推察できる。安ければ良かろうという発想で人命に関わる橋がつくれるのか。発注者責任を徹底して追及すべきだ」と述べた。

郷原教授が問題にしたのは、その入札の不透明さ。昨年7月31日の入札は、予定価格が4億5421万円（税別）であったが、応札した12社すべてが3億4126万円から3億5490万円まで、僅差ながら低入札価格調査基準を下回ったが、落札したのは8番札と高額な地元企業の新光産業だった。

応札全12社が低入札

8番札落札は「不透明」

郷原教授は「なぜ、名だたる技術力も実績もある中央の橋梁業者が受注せず、JVのメンバーでの実績しかない地元業者が落札したのか不透明だ。低価格入札の調査項目でこれ以下なら失格という最低制限価格制度のようなラインがあるということらしいが、ではそのラインがどうなっているのかは説明されていない。形を変えた官製談合の疑いがある」と厳しく指摘している。

また同教授が指摘しているのは、その入札参加資格で「中央業者には経営事項審査の点数1100点以上として地元はその限りでないと設定し、工事実績は、過去10年の橋梁上部工でJVの出資比率が20%以上の施工経験があればいいと極めて低く設定している。地元にとって極めて緩い条件になっており、それを単独で施工させることの危険性が事故の一因と推察できる」とした。

「発注者は安全で質の高い施設を国民に提供する義務があり、それを地元優遇あるいは安ければいいということでは責任を果たしていない。今回の事故は発注者責任を徹底して追及すべきだ」と語った。

山口県では「全部が低価格入札の中で、なぜ8番札が落札したかは調査の運用基準に即したもの」としている。

19年 10月 4日
建設通信新聞